

## 地域介護予防通所活動支援補助金対象団体の募集について

★高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりを推進するため、『高齢者の元気アップ』（要支援・要介護状態にならない元気な高齢者の増加）をめざして、屋内を中心として住民主体の通いの場等の活動（通所活動）を実施する団体に対して支援を行います。

≪補助メニュー≫

- ① 充実支援補助金 通所活動の立上げ及び充実のための費用を補助します。
- ② 運営支援補助金 通所活動の運営に必要な費用を補助します。

**補助対象団体** 以下の①から③までの全てを満たす団体が、補助の対象となる団体です。

- ①屋内を中心として、高齢者の体力向上及び閉じこもり予防のための通所活動を実施する団体
- ②長浜市に住所を有する65歳以上の高齢者が5人以上会員となっている団体
- ③参加を希望する高齢者を分け隔てなく受け入れることに努める団体  
（地域サロンや転倒予防自主グループなどで、自治会単位で実施されるもの、複数自治会で連携して実施されるもの、地域づくり協議会などの広い範囲を対象として実施されるもの）

★長浜市高齢者活躍よりあいどころ事業費補助金の交付を受け、又は受けようとする者は、当該年度について補助金対象外とします。

### ①充実支援補助金

#### 補助条件

通所活動を原則月2回以上（年間20回以上）実施（補助金交付後1年以上の実施が見込まれる必要があります。）

◎一度交付を受けると、交付年度以後3年間は申請できません。

#### 補助額

補助上限額	会員数 5～14人	25,000円
	会員数 15～24人	30,000円
	会員数 25～34人	35,000円
	会員数 35人以上	40,000円

#### 補助率

3分の2

#### 補助対象経費

通所活動の立上げ及び充実のために必要と認められる経費（備品購入費等）

### ②運営支援補助金

#### 補助条件

通所活動を原則1回1時間以上かつ月4回以上（年間40回以上）実施

◎毎年度申請できます。

◆年度途中特例◆

開始初年度であって、年間の通所活動回数が30回以上40回未満の場合

#### 補助額

補助上限額 60,000円  
※年度途中特例を適用する場合は、  
補助上限額 40,000円

#### 補助率

2分の1

#### 補助対象経費

通所活動の運営に必要な経費（人件費・講師謝礼・消耗品費・光熱水費・役務費・使用料・備品購入費等）

### 手続き方法

提出先：長浜市役所長寿推進課（市役所1階）

長浜市八幡東町632番地 TEL0749-65-7789

提出書類：交付申請書、事業計画書、収支予算書（抄本）、団体会員名簿、見積書等【充実支援補助金に限る】